第十条の二の次に次の三条を加える。

第十条の三　免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする。

第十条の四　免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数 栄養教諭 専修免許状	最低修得単位数 栄養教諭 一種免許状	最低修得単位数 栄養教諭 二種免許状
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	二	二	二
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	四	四	二
第四欄	教育課程に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法 道徳及び特別活動に関する内容 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	四	四	二
	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	四	四	二
第五欄	総合演習		二	二	二
第六欄	栄養教育実習		二	二	二

備考

一　教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目又は総合演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、総合演習にあつては二単位まで、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

二　教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目又は総合演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、教育課程に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、総合演習にあつては二単位まで、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

第十条の五　免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の専修免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第十条の三に規定する栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第十一条及び第十一条の二中「第六条別表第三」を「別表第三」に改める。

第十二条中「第六条別表第三」を「別表第三」に、「第六条別表第六」を「別表第六」に改める。

第十三条及び第十四条中「第六条別表第三」を「別表第三」に改める。

第十五条第一項から第三項までの規定中「第六条別表第四」を「別表第四」に改め、同条第四項中「第六条別表第四」を「免許法別表第四」に改める。

第十六条第一項中「第六条別表第五」を「別表第五」に改め、同条第二項中「第六条別表第五備考第三号」を「別表第五備考第三号」に改め、同条第三項中「第六条別表第五備考第四号」を「別表第五備考第四号」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「第六条別表第六」を「別表第六」に改め、同条第三項中「第六条別表第六備考第一号」を「別表第六備考第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十七条の二　免許法別表第六の二に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

第一欄 受けようとする免許状の種類	第二欄 管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係る科目	第二欄 栄養に係る教育に関する科目	第二欄 教職に関する科目	第二欄 栄養に係る教育又は教職に関する科目	第三欄 最低修得単位数
栄養教諭 専修免許状				一五	一五
栄養教諭 一種免許状	三二	二	六		四〇

2　免許法別表第六の二備考の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、栄養に係る教育に関する科目二単位以上及び教職に関する科目六単位以上を修得するものとする。

3　前二項の栄養に係る教育に関する科目、教職に関する科目及び栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第十条の三、第十条の四及び第十条の五に定める修得方法の例にならうものとする。

第十八条中「第六条別表第七」を「別表第七」に改める。

第十八条の二中「第六条別表第八」を「別表第八」に改める。

第十八条の三中「第六条別表第八備考」を「別表第八備考」に改める。

第十九条中「第五条別表第一備考第五号イ」を「別表第一備考第五号イ」に改める。

第二十条第一項中「第五条別表第一又は別表第二」を「別表第一、別表第二又は別表第二の二」に、「第五条別表第一」を「別表第一」に改める。

第二十一条第一項第六号中「職名」の下に「、履歴」を加える。

第二十二条第二項中「第五条別表第一備考第八号」を「別表第一備考第八号」に改め、同条第三項中「第五条別表第一及び別表第二」を「別表第一、別表第二及び別表第二の二」に改める。

第二十二条の二中「第五条別表第一備考第八号」を「別表第一備考第八号」に改める。

第二十四条中「第五条別表第一備考第二号」を「別表第一備考第二号」に、「同条別表第一備考第五号ロ」を「同表備考第五号ロ」に改める。

第二十五条中「第五条別表第一備考第二号」を「別表第一備考第二号」に改める。